工事費内訳明細書の作成に係る留意事項

水道局では、入札価格の積算根拠を明確にすることで適正な見積作業を促し、ダンピング防止や工事品質の確保を図る観点から、工事に係るすべての案件を対象として、入札時において、入札参加者から工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)の提出を求めております。

内訳書の作成に当たりましては、次の事項に留意してください。

1 内訳書の提出が必要な案件

設計金額にかかわらず、すべての工事に係る入札が対象となります。

内訳書を提出しない場合、入札心得の規定により無効な入札となりますので、十分に注意してください。

※ 総合評価方式一般競争入札にあっては、初度の入札により落札者が決定せず、再度の入札に移行する場合、再度の内訳書の提出を求める。

指名競争入札及び総合評価方式によらない一般競争入札にあっては、再度の入札に移行する場合、 再度の内訳書の提出は求めない。

※ 随意契約のための見積合わせについては、従前どおり内訳書の提出は求めない。

2 内訳書の記入

(1) 内訳書の様式は、対象となる個別の工事ごとに、市ホームページにおいて提供しますので、ダウンロードして使用してください。

提供する様式においては、工事名、工事場所等の基本事項について入力済の状態にしてありますので、 会社名及び積算金額の内訳を記入してください。

- (2) 内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合には、入札心得の規定により無効な入札となりますので、十分に注意してください。
- (3) 入札書には、内訳書により積算された金額(税抜価格)を入札書に記載することになりますが、積算金額に端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に1万円未満の端数処理(1円から千円の位における切上げ及び切下げ)を行うことは、認められます(具体的な例は、別紙のとおり)。ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札金額が一致しない場合は、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

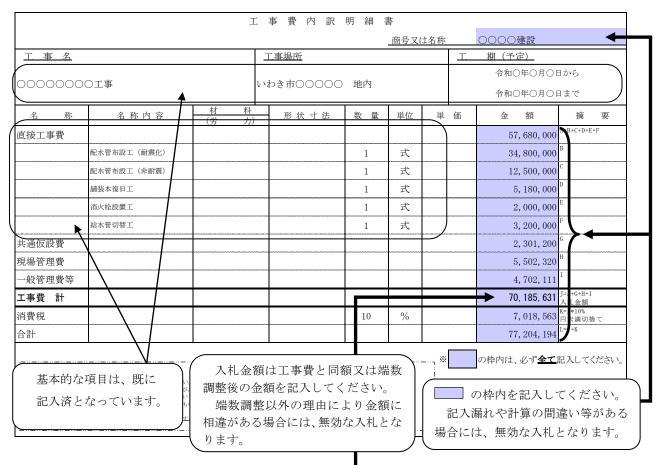
3 契約締結後における詳細な内訳書の提出

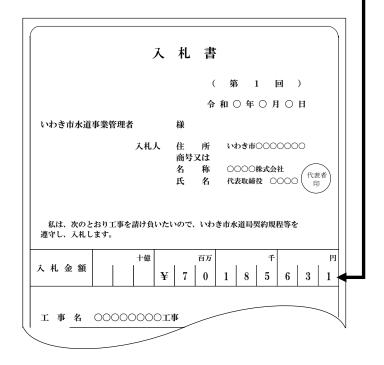
(1) 入札参加時に内訳書の提出が必要な案件の落札者となった方は、契約締結後において、いわき市水道局工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、あらためて詳細な内訳書を提出する必要があります。

(工事費内訳明細書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。) 及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 当該内訳書の様式は、市ホームページにおいて一般的な契約関係様式として提供しますので、ダウンロードして使用してください。
- (3) 当該内訳書には、設計図書の本工事費内訳書の区分に従い、金額が一式計上でなくなるレベルまで記載してください。

工事費内訳明細書(入札時提出)の記入例





【端数処理の例】

積算金額 70,185,631円 (税抜) の場合

(正しい例)

- 70,185,630円 (円の位で切下げ)
- 70,185,700 円 (十円の位で切上げ)
- 70,185,000 円 (百円の位で切下げ)
- 70,190,000 円 (千円の位で切上げ)
- 70,180,000 円 (千円の位で切下げ)

(誤った例)

- × 70,200,000 円 (万円の位で切上げ)
- × 70,100,000 円 (万円の位で切下げ)
- × 70,000,000 円 (十万円の位で切下げ)
- × 70,185,650円(切下げ、切上げ以外の処理)
- × 70,183,000 円 (切下げ、切上げ以外の処理)